平成２３年（フ）第８３３号
大阪府泉南郡岬町深日3477番地の７、前住所大阪府泉南郡岬町深日987番地の32
債務者　清水　直人
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８４３号
大阪府泉大津市豊中町２丁目３番６号プライムヒルズＢ―203号
債務者　邨田　一幸
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８４４号
大阪府泉大津市豊中町２丁目３番６号プライムヒルズＢ―203号
債務者　邨田　裕香
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８５２号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中３丁目５番17号
債務者　坂本みゆき
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８５７号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―1403号
債務者　杉本美喜子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８６２号
大阪府岸和田市箕土路町２丁目６番16―502号、前住所大阪府岸和田市加守町４丁目22番23―117号
債務者　添田商会こと　添田　宏司
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８６５号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡中１丁目30番６号、前住所大阪府泉北郡忠岡町忠岡北３丁目３番35―16号
債務者　杉本　美佳
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８６７号
大阪府泉大津市北豊中町２丁目７番37―901号
債務者　濵﨑　輝男
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８６８号
大阪府貝塚市麻生中336番地１
債務者　西側　允子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８７２号
大阪府泉佐野市佐野台98番地佐野台住宅10―343
債務者　長谷川俊克
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８７７号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地50棟203号
債務者　重井亜衣子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第８７８号
大阪府泉北郡忠岡町高月南３丁目９番25―１号
債務者　中嶋美妃子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第４８７号
奈良県大和郡山市稗田町476番地　県住８―408
債務者　竹田　玲奈（旧姓衣川）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５２０号
奈良市秋篠町1294番地の１　県住平城団地４―402号
債務者　上中　一代（旧姓寺本）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月18日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第８０２号
千葉県我孫子市根戸1191番地の25
債務者　薮田　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１９１号
北海道苫小牧市新中野町３丁目７番６―101号
債務者　鈴木　孝芳
1　決定年月日時　平成23年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第８４３号
仙台市若林区南小泉４丁目18番５号　ＳＤハイツ南小泉102
債務者　菅原　　薫（旧姓船迫）
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係